

大阪市告示第1637号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場、臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年11月29日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和6年12月2日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和6年12月9日（月）	
	令和6年12月16日（月）	
	令和6年12月23日（月）	
	令和6年12月28日（土）	午前9時から 午後5時まで

2 臨時休場

施設名	年 月 日
鶴見緑地運動場	令和6年12月29日（日）から 令和7年1月1日（水）まで
鶴見緑地庭球場	令和6年12月30日（月）から 令和7年1月2日（木）まで

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地運動場	令和6年12月1日（日）から 同月28日（土）まで	午前7時から 午後5時まで
鶴見緑地庭球場	令和6年12月3日（火）	午前9時から
	令和6年12月6日（金）	午後10時まで

令和 6 年12月10日（火）
令和 6 年12月13日（金）
令和 6 年12月17日（火）
令和 6 年12月20日（金）
令和 6 年12月24日（火）
令和 6 年12月27日（金）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）